

## 全体貸借対照表

令和3年3月31日 現在

(単位:千円)

科目	金額	科目	金額
<b>【資産の部】</b>		<b>【負債の部】</b>	
固定資産	104,084,646	固定負債	55,709,688
有形固定資産	93,823,421	地方債等	41,977,543
事業用資産	31,396,445	長期未払金	0
土地	10,198,696	退職手当引当金	1,697,617
立木竹	43,396	損失補償等引当金	0
建物	57,236,414	その他	12,034,528
建物減価償却累計額	△ 37,211,854	流動負債	5,187,766
工作物	1,910,669	1年内償還予定地方債等	3,933,843
工作物減価償却累計額	△ 899,841	未払金	280,060
船舶	0	未払費用	0
船舶減価償却累計額	0	前受金	4,690
浮標等	0	前受収益	0
浮標等減価償却累計額	0	賞与等引当金	331,981
航空機	0	預り金	459,342
航空機減価償却累計額	0	その他	177,850
その他	0		
その他減価償却累計額	0	負債合計	60,897,454
建設仮勘定	118,965		
インフラ資産	59,519,725	<b>【純資産の部】</b>	
土地	4,568,982	固定資産等形成分	104,530,235
建物	2,362,756	余剰分(不足分)	△ 57,228,532
建物減価償却累計額	△ 802,383	他団体出資等分	0
工作物	113,107,160		
工作物減価償却累計額	△ 60,158,375		
その他	2,830		
その他減価償却累計額	0		
建設仮勘定	438,755		
物品	8,218,139		
物品減価償却累計額	△ 5,310,888		
無形固定資産	2,158,042		
ソフトウェア	0		
その他	2,158,042		
投資その他の資産	8,103,183		
投資及び出資金	4,115,727		
有価証券	46,717		
出資金	4,069,010		
その他	0		
長期延滞債権	764,517		
長期貸付金	0		
基金	3,128,935		
減債基金	0		
その他	3,128,935		
その他	198,261		
徴収不能引当金	△ 104,257		
流動資産	4,114,511		
現金預金	3,230,183		
未収金	470,423		
短期貸付金	0		
基金	445,589		
財政調整基金	295,480		
減債基金	150,109		
棚卸資産	0		
その他	819		
徴収不能引当金	△ 32,503		
繰延資産	0		
		純資産合計	47,301,703
資産合計	108,199,157	負債及び純資産合計	108,199,157

【様式第2号】

## 全体行政コスト計算書

自 令和2年4月1日  
至 令和3年3月31日

(単位:千円)

科目	金額
経常費用	47,368,535
業務費用	18,318,307
人件費	4,297,160
職員給与費	3,425,163
賞与等引当金繰入額	324,840
退職手当引当金繰入額	0
その他	547,157
物件費等	13,093,389
物件費	6,536,617
維持補修費	1,630,566
減価償却費	4,113,267
その他	812,939
その他の業務費用	927,758
支払利息	365,165
徴収不能引当金繰入額	159,157
その他	403,436
移転費用	29,050,228
補助金等	24,205,401
社会保障給付	4,814,383
その他	30,444
経常収益	3,484,917
使用料及び手数料	2,452,688
その他	1,032,229
純経常行政コスト	△ 43,883,618
臨時損失	171,516
災害復旧事業費	0
資産除売却損	167,003
損失補償等引当金繰入額	0
その他	4,513
臨時利益	123,062
資産売却益	0
その他	123,062
純行政コスト	△ 43,932,072

## 全体純資産変動計算書

自 令和2年4月1日

至 令和3年3月31日

(単位:千円)

科目	合計	固定資産等形成分		
		固定資産等形成分	余剰分(不足分)	他団体出資等分
前年度末純資産残高	49,312,926	107,601,627	△ 58,288,701	
純行政コスト(△)	43,932,072		43,932,072	
財源	43,865,192		43,865,192	
税収等	22,999,486		22,999,486	
国県等補助金	20,865,706		20,865,706	
本年度差額	△ 66,880		△ 66,880	
固定資産等の変動(内部変動)		△ 2,349,801	2,349,801	
有形固定資産等の増加		2,262,560	△ 2,262,560	
有形固定資産等の減少		△ 4,460,002	4,460,002	
貸付金・基金等の増加		1,107,229	△ 1,107,229	
貸付金・基金等の減少		△ 1,259,588	1,259,588	
資産評価差額	374,927	374,927		
無償所管換等	△ 116,626	△ 116,626		
他団体出資等分の増加	0			
他団体出資等分の減少	0			
その他	△ 2,202,644	△ 979,892	△ 1,222,752	
本年度純資産変動額	△ 2,011,223	△ 3,071,392	1,060,169	
本年度末純資産残高	47,301,703	104,530,235	△ 57,228,532	

## 全体資金収支計算書

自 令和2年4月1日  
至 令和3年3月31日

(単位:千円)

科目	金額
<b>【業務活動収支】</b>	
業務支出	42,959,863
業務費用支出	13,909,635
人件費支出	4,281,849
物件費等支出	8,990,117
支払利息支出	294,542
その他の支出	343,127
移転費用支出	29,050,228
補助金等支出	24,205,401
社会保障給付支出	4,814,383
その他の支出	30,444
業務収入	46,550,966
税込等収入	22,456,130
国県等補助金収入	20,836,713
使用料及び手数料収入	2,459,131
その他の収入	798,992
臨時支出	4,513
災害復旧事業費支出	0
その他の支出	4,513
臨時収入	467
業務活動収支	3,587,057
<b>【投資活動収支】</b>	
投資活動支出	2,655,822
公共施設等整備費支出	2,007,623
基金積立金支出	554,230
投資及び出資金支出	93,969
貸付金支出	0
その他の支出	0
投資活動収入	1,115,111
国県等補助金収入	454,096
基金取崩収入	645,324
貸付金元金回収収入	0
資産売却収入	7,932
その他の収入	7,759
投資活動収支	△ 1,540,711
<b>【財務活動収支】</b>	
財務活動支出	4,624,369
地方債等償還支出	4,243,531
その他の支出	380,838
財務活動収入	3,168,190
地方債等発行収入	2,883,703
その他の収入	284,487
財務活動収支	△ 1,456,179
本年度資金収支額	590,167
前年度末資金残高	2,304,113
本年度末資金残高	2,894,280
前年度末歳計外現金残高	354,946
本年度歳計外現金増減額	△ 19,043
本年度末歳計外現金残高	335,903
本年度末現金預金残高	3,230,183

## 注記

### 1 重要な会計方針

#### (1) 有形固定資産等の評価基準及び評価方法

取得原価が判明しているものは、原則として取得原価とし、不明なものは、再調達原価としています。ただし、橋梁、港湾等の敷地のうち、取得原価が不明なものは備忘価額1円としています。

#### (2) 有価証券及び出資金の評価基準及び評価方法

ア 満期保有目的以外の有価証券のうち市場価値のないもの 取得原価

イ 出資金のうち市場価値のないもの 出資金額

#### (3) 有形固定資産等の減価償却の方法 定額法による

#### (4) 引当金の計上基準及び算定方法

ア 徴収不能引当金

未収金及び長期延滞債権については、過去3年間の平均徴収不能率により、徴収不能見込額を計上しています。

イ 賞与等引当金

職員に対する賞与等の支給に備えるため、将来の支給見込額のうち、財務書類作成基準日に発生していると認められる額を計上しています。

ウ 退職手当引当金

職員に対する退職手当の支給に備えるため、財務書類作成基準日において在職する職員が自己都合により退職するとした場合の退職手当要支給額を計上しています。

#### (5) 資金収支計画書における資金の範囲

地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の4第1項に規定する歳入歳出に属する現金としています。

#### (6) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっています。ただし、水道事業会計については、税抜方式によっています。

#### (7) その他財務書類作成のための基本となる重要な事項

ア 会計間の相殺消去

会計間の繰入繰出額及び債権債務額等を相殺消去した金額を表示しています。

イ 物品の計上基準

物品については、取得価額又は見積価格が50万円以上の場合に資産として計上しています。

### 2 重要な会計方針の変更等 該当はありません。

### 3 重要な後発事象 該当はありません。

### 4 偶発債務 該当はありません。

### 5 追加情報

対象とする会計は、一般会計、国民健康保険事業特別会計、国民健康保険診療所特別会計、後期高齢者医療特別会計、介護保険事業特別会計、介護サービス事業特別会計、個別排水処理施設整備事業特別会計、土地取得特別会計、水道事業会計及び公共下水道事業会計です。